

家庭における熱の有効利用促進事業助成金交付要綱（熱利用機器）

（制定）令和2年 7月13日付2都環公温地第861号理事長決定

（目的）

第1条 本交付要綱は、家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱（令和2年4月9日付31環地地第502号。以下「実施要綱」という。）第5 第三号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する、家庭における熱の有効利用促進事業（以下「本事業」という。）のうち、太陽熱利用システム及び地中熱利用システム（以下「助成対象機器等」という。）に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本交付要綱において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き実施要綱で使用する用語の例による。

2 本交付要綱において、助成対象機器等の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 次のいずれかに該当する者であること。

ア 次条に規定する助成対象機器等を所有し、当該助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する個人又は法人（ウに規定する場合を除く。以下「所有者」という。）

イ 次条に規定する助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器等を貸与する個人又は法人（以下「貸与者」という。）

二 助成対象住宅に他の者が所有する部分がある場合にあっては、第5条に規定する助成対象機器等を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、助成対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者

(助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定めるものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 公社が必要かつ適切と認めたもの

二 第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器等の売買契約又はリース契約を締結するもの

三 助成対象機器の付属機器を含む機器費及び工事費（消費税及び地方消費税等の額を除く）

2 前項の規定にかかわらず、公社が必要かつ適切と認めたもので、令和2年4月1日から同年8月31日までに当該助成対象機器等を設置し令和2年9月30日までに第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行ったもの、又は、令和2年4月1日から同年8月31日までに当該助成対象機器等の売買契約若しくはリース契約を締結し令和2年9月30日までに第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行ったものについては、当該経費を助成対象経費とすることができる。

3 太陽熱利用システムに係る助成対象経費には、補助熱源機の設置に係る経費を含めないものとする。ただし、太陽熱利用システムのうち補助熱源機以外の機器と補助熱源機とが一体となっている場合にあつては、補助熱源機を含む太陽熱利用システムに係る設置費及び工事費から、次の表の左欄に掲げる補助熱源機の種別に応じて当該右欄に掲げる額（補助熱源機1個当たりの額とする。）を控除した額を、当該太陽熱利用システムに係る助成対象経費とする。

一 潜熱回収型でない給湯器を含むもの（三の項に掲げるものを除く。）	7万円
二 潜熱回収型の給湯器を含むもの	10万円
三 ヒートポンプ式の給湯器を含むもの	20万円

4 一部の機器費、土地の取得に必要な経費、当該助成対象機器等の設置に直接関係のない工事費は助成対象経費としない

(助成対象機器等)

第5条 本助成金の交付対象となる助成対象機器等は、実施要綱第4 4二に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器等の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 太陽熱利用システム

ア 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるもの。

なお、空調には輻射式の暖房を含む。

イ 集熱器が、日本産業規格の JIS A 4112 に規定する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

ウ 当該助成対象機器等により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分（共有部は除く）で利用するものであること。

二 地中熱利用システム

ア 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するもの。

なお、空調には輻射式の暖房を含む。

イ 暖房時エネルギー消費効率（定格 COP 値）が 3.7 以上であること。

ウ 前号ウに掲げる要件を満たすものであること。

(助成対象事業)

第6条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4 4に定めるものであって、リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては、当該リース契約におけるリース料金について本助成金に相当する額の減額がなされていること。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 5に定めるとおりとする。

なお、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類及び別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人である所有者	家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書（個人用）（別記第1号様式）
個人に貸与する貸与者	家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書（個人（共同申請）用）（別記第2号様式）
法人である所有者	家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書（法人用）（別記第3号様式）
法人に貸与する貸与者	家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書（法人（共同申請）用）（別記第4号様式）

2 前項の規定による申請において、貸与者が助成対象事業を行う場合にあっては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象機器等の貸与を受け、当該助成対象機器等を設置する個人又は法人をいう。）と共同で申請をしなければならない。

3 貸与者は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項、第18条、第20条第1項、第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に実施事業者と共同で手続を行わなければならない。

(申請の受付)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

(手続代行者)

第 10 条 交付申請者は、第 8 条第 1 項の規定による交付申請に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、第 3 条第 2 項各号に該当しないものでなければならない。

3 交付申請者は、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第 1 項と同様に、手続代行者に手続きの代行を依頼することができる。

(手続代行者の責務)

第 11 条 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。

2 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(助成金の交付決定)

第 12 条 公社は、本助成金の交付の申請を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第 8 条第 1 項の申請を行った助成対象者に対し、第 1 項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(別記第 5 号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(別記第 6 号様式)により、交付申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第 13 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 3 項の規定により交付決定の通知をする助成対象者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 令和 4 年 9 月 30 日までに助成対象機器等を設置すること。

二 第 21 条第 1 項の助成事業実績報告書(別記第 13 号様式)の提出を同項に定める時期に行うこと。

三 助成対象機器等について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。

また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。

四 助成事業者は、公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

五 助成事業者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

六 助成事業者は、本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第 3 項の規定により交付決定の

通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

七 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

八 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第12条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができる。

2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、交付申請撤回届出書(別記第7号様式)を提出するものとする。

(助成事業の承継)

第15条 助成事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者(以下「承継者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、遅滞なく助成事業承継承認申請書(別記第8号様式)により公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、承継者に対し、助成事業承継承認決定通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 第1項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件、義務は承継者に移転するものとし、本交付要綱上、「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第16条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく助成事業計画変更申請書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

一 交付決定後に助成対象機器の型式を変更しようとするとき。

二 助成対象経費を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第17条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事

業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第 18 条 助成事業者は、個人にあつては氏名又は申請者住所又は対象機器設置場所住所等を、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（別記第 11 号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第 15 条に規定する承継を除く。）をしてはならない。

(助成事業の廃止)

第 20 条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第 12 号様式）により社に報告しなければならない。

2 社は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。

3 社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

第 21 条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 13 号様式）及び別表 2 に掲げる書類(以下これらを「助成事業実績報告書等」という)を社に提出しなければならない。

一 第 12 条第 1 項の規定により社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの 令和 4 年 9 月 30 日までに提出

二 当該助成対象経費が第 4 条第 2 項に該当する経費であつて、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

三 当該助成対象経費が第 4 条第 2 項に該当する経費であつて、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 令和 4 年 9 月 30 日までに提出

2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として社が認めるものがある場合にあつては、社が認める期日までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第 22 条 社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 12 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 14 号様式）により当該助成事業者へ通知し、本助成金を支払うものとする。

(財産の管理)

第 23 条 助成事業者は、助成対象機器等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、法定耐用年数の期間に、助成対象住宅の譲渡等(次条第 1 項に規定する処分に該当する場合を除く。)により、当該助成対象設備等の所有者が変更になった場合は、助成事業者は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届(別記第 15 号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、本助成金の交付決定の内容、交付決定に伴う全ての条件及び義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
- 4 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 5 住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、譲受者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない。

(財産の処分)

第 24 条 助成事業者は、助成対象機器等の法定耐用年数の期間内に、助成事業により取得した助成対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書(別記第 16 号様式)を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号)第 3 2 に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付され、第 1 項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書(別記第 17 号様式)により、通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 25 条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

- 第26条 公社は、助成事業者に対し、第17条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、実施要項第4 5及び本交付要綱第7条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
 - 3 助成事業者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金の請求及び第28条第1項の規定による延滞金の請求をした場合に準用する。

(違約加算金)

- 第27条 公社は、第25条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第28条 公社は、助成事業者に対し、第26条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第29条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第30条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類について、第21条第1項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から15年間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第31条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の助成対象機器が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 32 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う補助金等その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 34 条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則（令和2年7月13日付2都環公温地第861号）

本交付要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

【別表1】

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○	○			①運転免許証②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）③住民基本台帳カード④日本国パスポート⑤外国人登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書⑥身体障害者手帳⑦療育手帳⑧精神障害者保健福祉手帳⑨運転経歴証明書⑩マイナンバー個人番号カードのうちいずれか一つ
3	助成申請者（法人）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者（リース事業者等）実在証明書類		○		○	
5	助成対象機器等が要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	製品カタログ等 製品カタログがない場合は、製品の仕様書やホームページの商品紹介ページ等を提出すること
6	地中熱利用システムの確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 系統図又は配管図（クローズドループ型と分かるように図示すること、熱の流れも図示すること）
7	設置予定機器の見積書	○	○	○	○	対象機器のシステム型番を明記する 太陽熱利用システムは、システム型番と併せて、集熱器（集熱パネル）の型番、蓄熱槽の型番も記載すること
8	重要事項説明書等（案）			○※		※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
9	納税証明書		○※	○	○	直近1期分 ※リース事業者等の納税証明書
10	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること

【別表2】

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
2	設置機器の売買等契約書 (写し)	○	○	○	○	売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第4条第2項の規定に該当するものを除く
3	設置機器のリース契約証明書類		○		○	リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第4条第2項の規定に該当するものを除く
4	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること ただし、第4条第2項の規定に該当するものを除く
5	設置機器の保証書(写し)	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、 機器の販売元等が申請者あてに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される熱を利用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	地中熱利用システムの確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 系統図又は配管図(クローズドループ型と分かるように図示すること、熱の流れも図示すること)
8	地中熱交換器が埋設されていることが分かる写真	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ
9	設置機器の設置状態を示す写真	○	○	○	○	
10	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真	○	○	○	○	
11	重要事項説明書等			○※		内容が確定されたものであること ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合

12	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
13	集合住宅確認書類	○	○	○	○	地中熱利用システムのみ 販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの
14	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること